

みよし市障害者福祉センター

指定管理者 募集要項

平成30年9月

愛知県みよし市

1 施設の概要

(1) 施設の名称

みよし市障害者福祉センター（以下「センター」という）

(2) センターの所在地

みよし市三好町陣取山 39 番地 1

(3) センターの設置目的

障がい者に対し各種のサービスを提供することにより、社会生活への適応性を高め障がい者の福祉の増進を図る。

(4) センターの構造

鉄骨造 2 階建

(5) 建物面積

敷地面積 270.42 m² 延床面積 346.43 m²

(6) センターの設備等

事務室、活動室、給湯室、トイレ（1 階 2 箇所、2 階 1 箇所）、台所、居室（6 室）、洗濯室、浴室、倉庫

(7) 設置年月

平成 8 年 1 0 月

2 申請受付期間

(1) 受付日時

平成 30 年 9 月 5 日（水）から平成 30 年 10 月 4 日（木）まで

ただし、閉庁日を除く

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 受付方法

持参、又は郵送で提出すること（郵送の場合は平成 30 年 10 月 4 日（木）必着）

(3) 提出先

〒470 - 0295 みよし市三好町小坂 50

みよし市福祉部福祉課 電話 0561-32-8010

3 利用料金に関する事項

(1) 利用料金

指定管理者の収入として収受させるものとする。

(2) 利用料金の額

地域活動支援センター事業 地域生活支援事業支給及び給付等基準に基づく
障がい者相談支援事業 無料

(3) 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定める場合の本市との協議

指定管理者から本市に対して申し出を行い、協議する。

4 指定期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで（1年間）

この期間は、平成30年12月みよし市議会定例会での議決により確定することとなる。ただし、指定期間内に管理継続することが適当でないとするときは、その指定を取り消すことがある。

5 申請の資格

(1) 応募の資格条件

- ・団体であること
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第28条に規定する障がい福祉サービスを現に行っていること。
- ・団体内に、都道府県の相談支援従事者研修を受講した相談支援専門員がいること。

(2) 応募の制限

団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ・指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ・本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年条例第1号）第4条の2の規定に該当する団体

(3) 業務の再委託の制限

- ・すべての業務を一括して再委託することはできない。
- ・個別の業務の再委託には、市の承諾が必要である。

6 選定の基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

7 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア みよし市障害者福祉センター設置条例第3条各号に掲げる次の事業

- ・日常生活の指導及び相談に関すること
- ・社会への適応に必要な教養の向上及び訓練に関すること
- ・日常生活動作の機能回復訓練に関すること
- ・簡易な作業についての技術の指導及び援助に関すること
- ・その他障がい者の福祉の増進に関すること

イ センター施設及び設備の維持管理

- ・施設の修繕（大規模な修繕は除く。）
- ・設備の点検、清掃、衛生的環境の確保
- ・火災、盗難などの事故・事件の予防等

ウ 上記業務に付随する業務

(2) みよし市障害者福祉センター設置条例第3条各号に掲げる事業の具体的内容等

ア 地域活動支援センター事業（定員 15 人/日）

1 日を通して障がい者（児）が通い、社会との交流を目的に、創作活動や生産活動、余暇活動の参加を目的とした事業。

対象者は、みよし市在住の身体障がい者（児）（重症心身障がい者（児）の対応は必須）、知的障がい者等（児）、精神障がい者（児）（発達障がい含む）。

イ みよし市障がい者相談支援事業

在宅の障がい者（児）とその家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与するとともに、障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者及びその家族が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業（障害者総合支援法第5条第17項の計画相談支援を含む）。

対象者は、みよし市在住の障がい者（児）とその家族、関係者。

ウ 地域生活支援事業

日中一時支援事業（日中短期入所・障がい児タイムケア）

エ その他、団体独自の事業等

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業（センターの2階を利用した宿泊体験（生活体験）事業等）。

(3) 利用時間等

ア 利用時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

イ 休所日

次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所をすることができる。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(ウ) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

(4) 職員配置等

ア 地域動支援センター事業

「みよし市移動支援事業等実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日）」（参考資料）の事業所指定基準を基準とし、男女のバランスを配慮して安定的かつ十分な支援を実施するために必要な職員を配置することとする（管理者 1 人、支援員 2 人。管理者は支援員との兼務可。）。なお、職員は職務内容により、事業所指定基準に定める免許等の資格を有するものとする。

イ 障がい者相談支援事業

「みよし市障がい者相談支援事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日）」（参考資料）に基づき、都道府県の相談支援従事者研修を受講した常勤専従の相談支援専門員を 1 人配置することとする。

8 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 募集周知（市広報及びホームページで公開） | 平成 30 年 9 月 1 日から 30 日まで |
| ② 団体説明会の開催 | 9 月 5 日 |
| ③ 質問書の受付 | 9 月 5 日から 12 日まで |
| ④ 質問書の回答 | 9 月 14 日頃 |
| ⑤ 申請書類の受付 | 9 月 5 日から 10 月 4 日まで |
| ⑥ 応募団体視察、聞き取り調査の実施 | 10 月 11 日 |
| ⑦ 候補者の決定 | 10 月中旬 |
| ⑧ 指定管理者の指定 | 12 月 |
| ⑨ 指定管理者との協定締結 | 平成 31 年 1 月頃 |
| ⑩ 開設準備期間 | 1 月から 3 月まで |

(2) 募集手続等

ア 募集の案内

指定管理者の募集の案内は、次の方法により行うものとする。

(ア) 「広報みよし」への掲載

(イ) 「情報プラザ」での掲示

(ウ) 「みよし市ホームページ」への掲載

イ 説明会の開催

センターの運営、設備、指定管理者の募集等に関する説明会を開催する。なお、応募を予定する団体は、できる限りこの説明会に参加しなければならない。

開催日時：平成 30 年 9 月 5 日（水）午前 10 時から

開催場所：みよし市役所 1 階 101 会議室

参加人数：各団体 3 人以内

ウ 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

質問方法：質問書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは電子メールで送付し、必ず着信確認をすること（電話での質問の受付はできない）。

送付先：みよし市福祉部福祉課

ファクシミリ 0561-34-3388 電子メール fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp

受付期間：平成 30 年 9 月 5 日（水）午後 1 時から 12 日（水）午後 5 時まで

エ 質問書の回答

質問及びその回答は、市ホームページ上で公表する（9 月 14 日頃予定）。

回答にあたっては、質問をした団体名は公表しない。また、意見の表明と解されるもの、説明会で説明済みのもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないこともある。

オ 聞き取り調査の実施

応募団体に対し、聞き取り調査を実施する。

開催日：平成 30 年 10 月 11 日（木）

会場：みよし市役所 3 階 研修室 1

※開催日時、実施方法については、別に通知する。

カ 候補者の決定

応募団体の中から、指定管理候補者を決定する（10 月中旬予定）。審査結果は、文書で通知する。

キ 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者に指定する（12 月下旬予定）。

ク 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と協定を締結する（平成 31 年 1 月予定）。

9 指定管理者の応募に関する事項

(1) 申請書類

次のとおり書類を提出すること。詳細は様式集を参照すること。なお、書類の不備は、審査時の減点対象となりうる。

①申請の資格を有していることを証する書類

- ・登記簿の謄本等
- ・代表者の身分証明書や代表者からの申立書、納税証明書等

②管理を行う施設の事業計画書

- ・施設の管理に係る基本方針
- ・指定期間内の事業計画
- ・人員体制について記載した書類

③管理に係る収支計画書

④当該団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録所又はこれらに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

⑤その他市長が別に定める書類

- ・団体の活動内容等を記載した書類として、団体の定款又は寄付行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類等

※団体案内、パンフレット等があれば添付すること。

(2) 留意事項

ア 市職員等との接触

この募集要項の公開日以降、説明会等、市が提供する機会等を除き、審査会委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件提案に関する接触（質疑を含む。）はできない。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

イ 提案内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできない。

ウ 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となる。

エ 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

オ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第7号）を提出すること。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。

10 選定

(1) みよし市障がい者福祉センター指定管理者選定審査会の設置

みよし市障がい者福祉センター指定管理者選定審査会の役割

- ・指定管理者の候補者募集に関すること。
- ・指定管理者の候補者選定に関すること。

(2) 選定方式

あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を相手方とする総合点数方式とする。ただし、基準に満たない場合は落選となる。

(3) 審査方法

ア 書類審査

書類により団体の提案内容や経営能力を審査し、優秀提案者を選定する。

イ 聞き取り調査の実施

応募団体に対して、具体的な事業内容や運営の実現性等について聞き取り調査を実施し、指定管理者の候補者を選定する。

(4) 選定の基準

本要項6のとおりとする。

【主な評価項目と点数配分】

- ① 団体の姿勢 15点
- ② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上 20点
- ③ 施設の効用の発揮 20点
- ④ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減 15点
- ⑤ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力 30点

11 経理に関する事項

(1) 指定管理料について

指定管理料の額は、応募者の提案事項とする。

(2) 指定管理料の支払い及び精算

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）において、月ごとに指定管理料を支払い、年度末に精算する。なお、支払い・精算の時期や方法は協定で定める。

(3) 施設の修繕及び備品の取扱い

建物の躯体に係る工事や大規模修繕については、市が直接施行する。小規模な修繕（費用が5万円以下の工事）については、指定管理料のうちから指定管理者が施工する。

施設に設置する備品は、経費分担表（参考資料）に基づいて負担をし、表に掲げられていないものについては、随時、市と協議し、必要に応じて市が購入する。

(4) 管理口座

経費は、センターの管理運営に関わる専用の口座で管理すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市と協議する。また、市が経費に関する情報提供を求めた場合は、随時、報告することとする。

12 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

市議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者に指定し、市は指定管理者と協定を締結する。

(2) 主な協定内容（予定）

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 本市が支払うべき管理費用に関する事項

- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ その他市長が必要と認める事項

13 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければならない。

イ 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否について市と協議するものとする。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、協定書に定めのない事項が生じた場合

市と指定管理者は、誠意を持って協議するものとする。

(3) 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置

募集要項の内容が変更となった場合、速やかに更新版を市ホームページへ掲載するが、応募者等へ個別に通知することはない。

(4) 問い合わせ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地 みよし市福祉部福祉課

電 話 0 5 6 1 - 3 2 - 8 0 1 0 (ダイヤル)

ファクシミリ 0 5 6 1 - 3 4 - 3 3 8 8

電子メール fukushi@city.aichi-miyoshi.lg.jp